

(仮称)相模原市社会教育委員条例(案)の骨子
に対する意見と市の考え方

意見募集期間

平成25年12月16日(月)～平成26年1月22日(水)

意見提出者数

2人

意見件数

4件

【条例(案)の骨子に関すること 1件】

No.	意見の内容	市の考え方
1	パブリックコメント用の資料だけでは、この条例制定の事情はよく分からないが、「背景等」の説明から、改正前の社会教育法では「教育委員会が委嘱する」とあるが、改正後の社会教育法では委嘱主体が削除されている。これは、社会教育を首長部局に置き、首長が社会教育委員を委嘱することができる、という趣旨と解することができる。このように解すると、条例案の「教育委員会が特に必要と認める者」と「教育委員会が委嘱する」の規定は大事だと考える。社会教育は、学校教育とともに「教育」の2本柱であり、首長部局から独立した教育委員会が責任を負っていくことが必要だと考える。	改正後の社会教育法におきましても、第15条第2項で「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。」と規定されております。今回の社会教育法の改正では、国の地方分権の一環として、これまで全国的に定められていた委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し地方公共団体の条例で定めることとされたものです。この法改正を受けて、文部科学省令で定める基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」と定められました。 社会教育委員については、社会教育行政に広く地域の意見を反映させるための教育委員会の諮問機関として、社会教育法に基づき、従前どおり教育委員会が委嘱を行ってまいります。

【その他、社会教育委員や社会教育委員会議に関すること 3件】

No.	意見の内容	市の考え方
1	社会教育委員の選任にあたっては、団体に委員の推薦を依頼するのではなく、その団体から適任者を選んで欲しい。	団体へ社会教育委員の推薦を依頼する場合は、社会教育委員の職務を十分に説明した上で、適任者を推薦していただきます。

No.	意見の内容	市の考え方
2	社会教育委員に高齢者も選任して欲しい。	社会教育委員については、広く地域の意見を反映できるよう、高齢者も含め幅広い年齢構成となるよう配慮してまいります。
3	社会教育委員会議の内容を一般に知らせて欲しい。また、年に一度くらいは、社会教育委員と一般市民との意見交換会などを開催して欲しい。	<p>社会教育委員会議については、原則として傍聴が可能であるとともに、市のホームページに会議録を掲載しております。(トップページ 市政情報 審議会・情報公開・個人情報保護・公文書管理 審議会等・協議会一覧 社会教育委員会議でご覧いただけます。)</p> <p>一般市民との意見交換会については、社会教育委員会議における研究調査のテーマや内容で広く市民の方々の意見を求めることが必要な場合は、開催方法も含め検討してまいります。なお、今回の条例案では、広く市民の意見を反映させるため、委員の委嘱基準に「市の住民」(公募の委員)を加えております。</p>